

千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月25日

千葉市病院事業管理者 齋藤 康

千葉市病院局規程第13号

千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程（平成23年千葉市病院局規程第21号）の一部を次のように改正する。  
第2条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条の次に次の1条を加える。

（麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当）

第8条 麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当は、麻酔科医師が麻酔業務に従事したときに支給する。

2 1件の麻酔業務に2人以上の医師が従事したときは、当該業務に主として従事した医師1人に支給する。

別表中

「

(6) 救急体制維持のための特殊勤務手当	救急体制維持	待機1回につき、2,000円 待機1回の区分は、原則として、次のとおりとする。 ア 午後5時30分（病院局給与規程第2条第1項第2号ウの適用を受ける職員のうち平日勤務の者については午後5時）から翌日午前8時30分まで
----------------------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

		イ 午前8時30分から午後5時30分まで
--	--	----------------------

「

(6) 麻酔業務に従事する医師の麻酔手当	麻酔業務	麻酔業務1件につき、5,000円
(7) 救急体制維持のための特殊勤務手当	救急体制維持	待機1回につき、2,000円 待機1回の区分は、原則として、次のとおりとする。 ア 午後5時30分（病院局給与規程第2条第1項第2号ウの適用を受ける職員のうち平日勤務の者については午後5時）から翌日午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時30分まで

に改める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の規定は、令和元年6月1日から適用する。

」